

「平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）」

受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、「平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(審議事項)

第 2 条 要綱第 8 条に定められた審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

(提出要請書)

第 3 条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該調査の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関わる具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 5 条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務に生かすことのできる過去の実績があるか等
- (2) 本市や調査対象地域の現状及び課題を把握しているか等
- (3) 当地区の土地利用（土地活用ゾーン、農業振興ゾーン）について、周辺の基盤整備、民間施設の需要・立地可能性を含めた実現可能な計画を検討する提案であるか等
- (4) まちづくり実現のため、土地区画整理事業、土地改良事業等の既存手法とともに、新たな手法も検討する提案であるか等
- (5) 取組意欲の感じられる提案であるか等

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、平成28年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、提案書の評価、評価の集計及び報告等について、その業務を行う。

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	政策局総務部長
副委員長	政策局総務課長
委員	政策局政策課担当課長
	政策局基地対策課担当課長
	環境創造局政策課担当課長
	環境創造局農政推進課長
	都市整備局企画課長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。